

警察官の職務に協力援助した者に対する特別見舞金支給要綱の制定について（概要）

平成9年4月1日

栃務第11号栃木県警察本部長通達

本通達は、警察官以外の者が職務によらないで警察官の職務に協力援助し、現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助に当たり、又は人命の救助に当たり、そのために負傷し、疾病にかかり、障害となり、又は死亡した場合には、当該協力援助者又はその遺族に対して「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）」による災害給付が行われているところであるが、この協力援助者の労苦に報いることを目的に、法律に基づく給付に加えて特別見舞金を支給するために必要な事項を定めたものである。

本通達は、

- 趣旨
- 適用範囲
- 特別見舞金の種類
- 支給の上申及び支給
- 簿冊の整備

などの項目からなっている。